

令和4年度 第2回 府中市子ども家庭支援センター運営会議 会議録

- 1 日 時 令和5年2月6日（月曜日） 午後2時から午後4時まで
- 2 会 場 府中市子ども家庭支援センター「たち」 ミーティングルーム
- 3 出席委員 鈴木会長、高澤委員、鈴木委員、原委員、大伴委員、石井委員、河野委員、三部委員、谷田部委員、福永委員、木佐貫委員、齋藤委員、
- 4 欠席委員 江口委員、大神田委員、林委員
- 5 出席職員 （子ども家庭支援課）
石田子ども家庭支援課長(兼)子ども家庭支援センター所長、武澤課長補佐
(兼)母子保健係長、伊藤相談担当主査、縄稚事務職員、高久事務職員
(社会福祉法人多摩同胞会)
寺嶋センター長、豊富係長
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 議 事 (1) 挨拶
(2) 議題
ア 令和3年度・令和4年度府中市子ども家庭支援センター事業実績について
イ 府中市の子ども・子育て支援施策に関する意見交換
(3) その他

8 議 事 録（要旨）

○事務局

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第2回府中市子ども家庭支援センター運営会議を開始いたします。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議の開始に当たりまして、事務局よりお願い申し上げます。本会議の内容について、後日議事録を作成するため、会議中の音声を録音させていただきますことをご了承ください。また、ご発言を正確に録音するため、ご発言の際はマイクをご使用ください。事務局より受け渡しさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。本日の資料及び議事録につきましては、本市のホームページ及び市政情報公開室等において、後日公開いたしますので、ご承知おきください。

続きまして、配付資料を確認させていただきます。

（配布資料の確認）

続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は大神田委員と林委員よりご欠席のご連絡を頂いております。また、江口委員が都合によりご出席いただけないため、府中市助産師会より遠藤様にご出席いただいております。

また、会議の傍聴人についてですが、本日1名の方が来られております。傍聴の許可については、委員の皆様にご判断いただきたいと思いますので、会長、お願いしてよろしいでしょうか。

○会長

事務局の報告どおり、傍聴希望者がおられますので、委員の皆さんにお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（異議を唱える者なし）

それでは、異議はないようですので、傍聴者の入場を許可します。

（傍聴者入場）

○事務局

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、次第の「1 挨拶」ですが、会議の開催に当たりまして、子ども家庭支援課長（兼）子ども家庭支援センター所長の石田よりご挨拶申しあげます。

○事務局

皆様、こんにちは。子ども家庭支援課長兼子ども家庭支援センター所長の石田でございます。日頃より本市の子育て支援事業にご協力いただき誠にありがとうございます。また、お忙しい中お越しいただき感謝申し上げます。私の方から、ご挨拶とともに今後の子ども家庭支援センター運営会議についてご説明させていただきたいと思います。

本市では令和4年7月に子育て世代包括支援センターみらいを開設し、子ども家庭支援センターたちと連携し、児童虐待への対応や妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させております。それに伴い、皆様にも周知させていただきましたけれども、児童虐待の通告先窓口もみらいに変更いたしました。皆様のご協力のおかげで、関係機関や市民の方から問題なく通告がみらいの方に入ってくる状況でございます。ありがとうございます。

この運営会議でございますが、委員の皆様より子ども家庭支援センターの運営に関して、そのご意見を広く聴取するもので、平成18年の設置以来、様々なご意見を頂きながら子ども家庭支援センターの運営を行ってまいりました。その経過とともに、その間子どもと家庭に関する国や都の施策が大きく変化し、令和2年の児童福祉法の改正では、各自治体に令和6年度までに「子ども家庭センター」を設置するという努力義務が課せられております。本市におきましては、子育て世代包括支援センターみらいが、名称はそのままでございますが、子ども家庭センターとなります。この子育て支援施策の変化に伴い、子ども家庭支援センターたちだけではなく、子育て世代包括支援センターみらいも含めた広い範囲での意見聴取を行っていくことが必要となっている状況でございます。このような状況の中、広く意見聴取する場といたしまして、本市の子育て関連の計画策定や評価が行われている、府中市子ども・子育て審議会において実施していくこととなりました。そのため、この運営会議につきましては、今年度で終了の方向としたいと考えております。

府中市子ども・子育て審議会では、来年度から第3次子ども・子育て支援計画の策定に向けた審議が開始されます。本日の運営会議では、通常は子ども家庭支援センターたちの事業への意見聴取を行っておりますが、それに加えて第2次府中市子ども・子育て支援計画へのご意見を頂く機会としまして、その意見を子ども・子育て審議会の資料として活用させていただきたい

と考えております。

本日は委員の皆様には、ぜひともそれぞれの分野、お立場からの貴重なご意見をお出しいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。見直しを行うということですね。皆さんのご意見ということで、議題の2番で時間を設けていますので、こちらで皆さんのご意見を頂きたいと思います。

それでは、まず議題の（1）になりますが、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局より資料説明）

○会長

ご説明ありがとうございました。只今資料1－1に基づき事業の実績についてご説明いただきましたが、皆さんの方からご質問又はご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○委員

13番の支援対象児童等見守り強化事業について、具体的にはどなたが見守りを行ってらっしゃるのかお聞きしたいです。

○事務局

支援対象児童等見守り強化事業につきましては、現在、社会福祉協議会に委託して実施をしております。対象者は「見守りが必要なご家庭」ということで、子ども家庭支援課の相談担当の方で内部協議しまして判断をしております。不登校や外国人の親御さんのご家庭の他、虐待や養育困難でお子さんの見守りが必要と思われるご家庭を対象に、社会福祉協議会さんから訪問していただいております。頻度としては、週1回のご家庭から月1～2回のご家庭がほとんどです。

○会長

どなたが訪問に行くかは市側が判断しているということでしょうか。

○事務局

どなたが行くかは、委託しております社協さんへ登録をしていただいている訪問員の中で、社協さんの方で調整していただいております。

○会長

それは、希望とかは聞いたりするのでしょうか。

○委員

こちらの見守り強化事業の方は、先程伊藤さんからご説明いただいたとおり、依頼のあったお

宅の方に、みらいの方と社協の地域福祉コーディネーターとで訪問をさせていただいてお話をお聞きします。その中で必要なもの、お弁当がいいですか、日用品がいいですか、赤ちゃんが生まれたばかりのご家庭ですとミルクやオムツの方が有難いですか、そういったことを伺ってゆるやかに見守りながらの訪問という形になっております。行っていただく訪問員は、当方で臨時職員として雇用した訪問員を派遣しておりますので、私達職員、地域福祉コーディネーターの方が地域で見守りをするのに適した方へ依頼して訪問していただき、毎月報告に来ていただいているような状況です。

○委員

件数がすごく増えているのですが、地域性もあるのでしょうか。

○事務局

地域性については、未だしっかりと分析はしていないのですが、都営住宅等が多い印象を受けております。ひとり親の家庭も多いです。

○委員

会議の案内の中にあったQRコードを読み取って確認した資料の中で、「養育支援訪問事業」というのが載っていたと思いますが、そちらと12・13番の事業との違いを教えてください。

○事務局

12番と13番は全く別の事業となりまして、訪問するということでは似ている部分があるのですが、13番の見守り事業の方は、特に資格を持っていない、社協に登録をしている訪問員が訪問する、平たく言えば、近所のおばさんに近い存在になります。12番の育児支援家庭訪問事業は、虐待や養育困難で相談を受けている家庭に対して、助産師、保健師、保育士等の資格を持つ方に訪問をしていただいているもので、より専門的な支援のイメージになるかと思います。それから、育児支援の中で学生訪問員がいるのですが、臨床心理士の学校に行っている方等に登録していただき、訪問を実施しております。

○事務局

補足ですが、資料に出てくる養育支援訪問事業というのは法律上の名前として、12番の育児支援家庭訪問事業というのは府中市での事業名になりますので、同じものと考えていただければと思います。

○会長

保健師の方でやるものと、児童福祉法の領域で養育支援訪問事業という形でやるものがある、歴史的には保健の方が先に実施して、児童福祉法の方が後から重なって、その両者をどうするかという議論があるのですが、両者を整理して合わせて実施しているところもあれば、別々に実施しているところもあるというのが全国の状況だと理解をしているのですが、府中市は資料

で見ると、令和3年保健師0回、令和4年17回とありますが、位置づけはどうされているのでしょうか。児童福祉法の枠組みの方で全部合わせて行っているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

12番の育児支援家庭訪問事業は養育支援訪問事業として、児童福祉法の中で行っている事業になります。母子保健の方で行っている「新生児訪問」とは別で実施しているのですが、母子保健の新生児訪問で助産師さんに訪問に行っていて、新生児訪問はだいたい2回で終わるのですが、その後もやはり同じ助産師で支援した方がいいと思われるご家庭はたくさんありますので、その場合はこちらの育児支援家庭訪問に切り替えて、同じ助産師さんに訪問を継続してもらうというケースが実際にはあります。

○会長

そうすると、連続性という観点で、専門性が重視されて行われると良いのだろう。それに対する回答は、先程のように資格を持っている人に訪問してもらうというところで、総合すると、来てほしい側がリクエストをしてそれに応じるということではないが、社協の方で調整することによって、場合によっては学生さんでも良いのか、保健師さんが必要なのか、臨床心理士さんが必要なのか、協議をして、判断をして行っているという理解でよろしいですか。

○事務局

すみません。社協さんに委託しているのは、支援対象児童等見守り強化事業になりますので、こちらの導入については市で判断をして、目的や内容等を社協さんに伝えて訪問を依頼しているような状況になります。

○会長

私がお尋ねしたのは12番の事業についてだったのですが、今のは13番の事業についてのご説明でしょうか。

○事務局

13番の事業に関する説明をさせていただきました。

○会長

12番の事業については、社協は入らず、市側で全てコーディネートをして派遣先を決めているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい、そのとおりです。

○会長

はい、わかりました。

○委員

1 2 番の対象になる程ではないけれど、見守りが必要な方が 1 3 番の対象ということでしょうか。それと年齢的な線引きはあるのでしょうか。たっちやみらい以外の庁内の他の部署、例えば障害福祉や生活保護、年金の部署で心配なご家庭がいらっしゃったときに、きちんと連携して繋いでもらえるような周知ができているといいなと思います。

○事務局

年齢としては、妊婦から 1 8 歳未満を対象としております。また、育児支援家庭訪問事業と支援対象児童等見守り強化事業の両方を使っているご家庭も中にはいらっしゃいます。それから庁内の他部署への周知についてですが、昨年度支援対象児童等見守り強化事業を開始する際に、庁内各課、学校や保育所へチラシを配布しまして、このような事業を始めますので、気になるお子さんがいた場合にはお知らせくださいという連絡をさせていただいております。ただ継続的に周知を行えていないので、今回ご意見を頂き、また機会を捉えて周知を行いたいと思っております。

○事務局

1 2 番と 1 3 番の対象の区別についてですが、なかなか対象が分けづらいところがあるのと、みらいで関わっている家庭はかなり困難なケースが多いというところで、どこのサービスだったら入りやすいかということも大事な点になりまして、育児支援家庭訪問事業はどちらかと言えば相談があり、関係ができている家庭を対象に、子供への対応が分からない人には保育士さんを派遣して子どもの対応を学んでいただいたり、お母さんに精神疾患があるご家庭には保健師を派遣して状況をみていただいたりといった形で、困難ケースの中でも受け入れが良い家庭に対して導入していきたいと考えております。支援対象児童等見守り強化事業については、支援が必要な状況なのだけれど、なかなか支援に繋がらず地域から孤立しているような家庭を対象としております。こちらの事業はお弁当や物資を持っていけるという強みがありますので、社協さんと地域の方に緩やかに見守っていただいて、少しずつ繋がって、さらに他のサービスに繋がっていくというところが事業の目的となっております。ご家庭の状況や困難性又はご家庭の受け入れ状況を考慮して、どちらの事業を使うか、相談員の中で検討して決定をしております。

○委員

保育園においても、どのように支援していくかというところを考えているのですが、職種別の内訳のところ、保育士さんの回数が多いのかと思ったら、看護師さん、保健師さんや臨床心理士さんの回数が多いのですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局

支援対象が 1 8 歳未満ということで、乳幼児のいるご家庭には保育士さんに訪問していただく

ことが多いのですが、小学生、中学生になってくると不登校、虐待や養育困難なご家庭に臨床心理士さんを派遣して定期的にお子さんの話を聴いてもらったり、特性がありそうなお子さんの場合は見立ててもらったりすることもあります。また、看護師さんについては、長年同じ看護師さんに訪問してもらっているケースがあり、回数が多くなっている状況があります。

○会長

私の理解だと、12番と13番があつて、府中市さんは12番を昔から充実させてきたのかなと思っております、全国の色々な自治体の状況だと、資格が無い人でも派遣しているところもある中で、先程から話されているように一定の資格を持っている方で充実させています。コロナの状況で、見守りが必要ですねと言って出てきたのが13番の事業で、これは幅広く一般の家庭を訪ねていきましようということで、間口を広げたというか、今までも行っていたものをより広くという形になって、このサービスを全国で展開しましようということになって、それまで見守りを行っていないところが多かったのも、それで社協さんや地域の方の力を活用しながらやってみましようという、全国的な国の方針で、それに則って広げたということでしょうか。2つの事業に境目が無いというのは、元々広げていた部分があるので、そこをグラデーション化したのかなと、私の方では理解しております。

その他も含めて、皆さんの方でいかがでしょうか。

○委員

12番の養育困難、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトと結構重い案件だと思うのですが、この方たちが相談にいらっしゃって、その後「解決」というのは中々難しいとは思いますが、この方たちは何年間支援を受けてこられるのか、ご相談にいらっしゃってある程度で終了ということは無いでしょうけれど。長い間の解決策というか、養育困難というと結構な、かなりの支援が無いと解決できないでしょうし、身体的な虐待とかもお子さんが言わなければ分からないとか、親が大丈夫ですと言って会うことができなかった等という状況がよくテレビで見受けられるので、そういう人たちはどういう状態になっているのでしょうか。

○事務局

実質ケースバイケースというところもありまして、身体的虐待といっても、親御さんに話をすると理解してすぐに解決する家庭もありますし、何度話しても繰り返してしまう家庭もあります。そういう家庭に限って拒否的であるとか、介入し辛い場合もあるので、そういった時には所属先に見守り依頼をかけさせていただいて、保育所や学校等で何か変わったことがあれば、すぐにみらいへご連絡いただくといった形で連携をとっております。養育困難家庭も多く、中々すぐに解決できない問題もあるので、長いケースだと10年近くこの育児支援家庭訪問事業を導入している家庭もございます。基本は6か月くらいを目安にこの育児支援家庭訪問事業を導入しているのですが、中々6か月で終了して卒業できるケースも少ないので、その時はケースの状況に合わせて延長をしていきます。赤ちゃんの時から入る場合には助産師さん、もう少し成長すると保育士さんに切り替えて入ってもらおうという風に職種を変えて入ってもらおう場合もありますし、お母さ

んにメンタルの疾患等がある場合には、その辺りの話を聴くことができる保健師を派遣したり、この人だったらこの家庭に合うだろうと判断をして派遣する場合があります。また、ネグレクトはすぐに改善できないので長期に渡るケースが多々あります。

○委員

9番の総合相談事業について、児童虐待の数が100件以上減っているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。継続されている方で同じ方がカウントされているとか、そういったことがあるのでしょうか。

○事務局

虐待と相談件数自体も減ってきているのですが、減った原因というのはまだはっきりとはわかりませんが、みらいとたちちに分かれた後では、たちちの方で受ける相談が、特に虐待の場合はみらいの方へとなっているので、たちちで受ける虐待や養育困難の相談件数が少なくなっているのではないかと、いう未だ予測の段階です。それから、児童虐待の件数が減ってはきているのですが、新規で虐待ケースとして受理して、虐待の問題は解決したけれども、まだ支援を終了できない状況の家庭に関しては、養育困難として再受理をしております。そのため、養育困難の件数は多くなってくる傾向にあります。それから、一旦は終了したケースで、もう1回新たに虐待相談が入った場合には、また新たに1件として受理をする形になっております。わかり辛くて申し訳ないです。

○会長

今の話に関連して私からも聞こうと思っていたのですが、8番を見ると個別ケース会議も減っているのですよね。これも9番の相談と同じ基準だと思うので。コロナの時に一回閉じたので相談件数が減っているというのは、私も分析をしているのですが、その後潜っていたものが増えていたとか、全国の状況を見ていると、この段階で減っているというのはあまり見ないので、どういう分析をされているのか、どういう状況なのでしょう。他の所で受理する件数が増えていて、全体の件数としては増えている、ということであれば分かるのですが、そういうことでも無く、合計しても減っているということなのか。それは必要な分析だと思うのですが、事務局としての何か質が変わっているとか、それとも府中で何か特別な状況が起きたのか、お答えが難しいかもしれませんけども。

○事務局

確かにまだはっきりとした理由は分析できておりません。実際に相談を受けている側としては、減っている感覚は無く、件数を確認して減っているのかと知った位の感覚でした。多摩児童相談所の相談件数が増えてきていると聞いているので、もしかしたらその辺りが関係しているのかも知れないと思っております。今後わかる範囲で、どういう分析ができるのかも含めて検討して参りたいと思います。

○会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。・・・無いようでしたらもう一つ議題もごさいますので、議題２に進めさせていただいて、また気になることがあれば振返ってご質問いただければと思います。それでは議題２について事務局より説明をお願いします。

○事務局

はい。先ほど課長の石田よりご説明させていただいたとおり、本会議は本年度をもって廃止となるため、今回が最後の会議となりますが、今後も「子ども・子育て審議会」において、子ども家庭支援センターの事業を含む、すべての子ども・子育て支援施策を対象として協議、検討し、外部委員や市民の方のご意見を反映した形で計画を策定し各事業を進めてまいります。

資料２－１として、現行の計画である、第２次府中市子ども子育て支援計画の概要版を、また資料２－２として計画の一部、子ども家庭支援センターの事業にかかる部分を抜粋したものを配布しておりますが、来年度より令和７年度からの５か年を計画期間とする、第３次計画策定の準備が始まるため、本日はお集まりいただいた委員の皆さまからご意見を頂戴し、子ども・子育て支援計画策定に向けての参考意見とさせていただきたいと考えております。委員の皆さまが日頃感じることがありましたら、ぜひご意見頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ご説明ありがとうございます。それでは議題２について皆さんの方からご意見を伺いたいと思います。現行の第２次計画があって、これを改定する資料２－２があるので、こういう形に改定する予定ですよというのを踏まえての意見の聴取ということによろしいでしょうか。

○事務局

資料２－２も現行計画の本文を抜粋したものでして、カラーの冊子資料２－１は現行計画の簡易版です。

○会長

資料の見方としては、例えば資料２－１の冊子だと、６頁に基本目標１の施策１「情報提供・相談体制の充実」があって概略だけ書いてあるものが、資料２－２にその詳細が書いてある、ということによろしいでしょうか。

○事務局

はい、その通りです。

○会長

ということですので、皆さんの方からご意見を頂ければと思います。

○委員

わかる範囲で良いのですが、11頁の障害児施策で令和6年4月に開設予定の児童発達支援センターについて内容を教えてください。

○事務局

担当部署が異なるため概要になりますが、児童発達支援センターについては福祉保健部の障害者福祉課が所管になりなりまして、令和6年度に開設をする予定となっております。詳細については現在も協議中ございまして、建物についても現在建設中でございます。こちらには障害の部門と教育部の、現在教育センターにある就学相談等が移り、一体的に児童発達を支援する施設として開設を予定しております。場所は矢崎町の、旧幼稚園があったところの跡地を使って開設することとなっております。

○会長

児童福祉法の改正の関係ですよね。医療型と福祉型で一体的にやりますよと児童福祉法上で改正がなされているので、それを踏まえての連携という理解でよろしいでしょうか。それとは違うのでしょうか。

○事務局

すみません、法律上の位置付けや型等の細かい内容は把握していないので、確認して改めてお知らせしたいと思います。

○会長

最終回なので、終わった後メールもしくは資料等、何かしらの方法で周知いただければと思います。

○委員

南町に心身障害者福祉センターがありますが、そちらとはどのような関係になるのでしょうか。

○事務局

あちらには「あゆの子」というのが入っているのですが、その機能は一部児童発達支援センターの方に移るという風に聞いております。

○会長

紙で配られている資料の6頁のところで、データで午後6時台に帰宅できる母親が半分以上いて、逆に午後7時以降に帰宅する母親もいますよという状況で、支援の関係で言うと、帰宅時間が午後7時、8時の家庭への何か支援の方向性というか考えというのは現時点でありますか。

○事務局

こちらに対応する、当課が持っている事業といたしましては、トワイライトステイ事業になるかなと思いますけれども、カラーの冊子の5頁に「施策の体系」ということで、子ども・子育て支援計画と施策が一緒になって分かるような形になっておりまして、一番初めに基本理念、次に3つの視点、その下に基本目標、主な施策というのがあるのですけれども、トワイライトステイ事業につきましては、基本目標2の質の高い幼児期の教育・保育の提供というところの施策6、多様な保育ニーズへの対応というところにありまして、こちらの方は、現状でも充足できている状況でございまして、利用したい方がしっかり利用できるように、お子様が健やかに過ごしていただけるような形で、施策を継続していきたいと考えております。また、学童保育において育成時間を充実させた関係もありまして、供給量については今後の調査やこれまでの実績を鑑みながら検討していきたいと考えております。

○委員

現行の子ども・子育て支援計画は、現在の状況とはすごく変わってきていると思っておりまして、次年度の入所児の状況から言うと、本当にどの園も定員割れで、少子化というのはもう前年からも感じておりましたけれども、今年はその倍くらいの定員割れがあり、一時預かりを利用する方もあまりいらっしゃらなくなってきました。今後の状況に合わせた施策というのを検討されているという理解でよろしいでしょうか

○事務局

今ご質問いただいた、保育園の状況について、担当は同じ子ども家庭部の保育支援課という部署なのですが、具体的な検討は来年度以降、2年間をかけて次の計画を立てる時に数値的な分析もしながら新しい計画を作っていくことになります。委員さんがおっしゃったように5、6年前の待機児童が本当に多かった頃と比べますと、待機児童の人数も減っておりますし、一時預かりや定期利用保育についても利用が相当減ってきておりますので、その点を踏まえて次の計画を立てないといけないということは、担当課の方も掘んでいると思いますけれども、今回頂いたご意見ということでお伝えしていきたいと思います、ありがとうございます。

○委員

今のお話で少し補足をさせていただきます。子育て応援課の方ではこの計画策定の全体の取り組みをさせていただいております。細かいところは私の方でも分かりかねるのですが、計画策定にあたっては、色々な視点で、まずは市民のニーズ調査、それから子どもがどれくらい生まれているかといった府中市全体の人口推計、国の施策であるとか、近隣市の状況、先程お話しされていた保育園の状況等も含め、色々な面で分析しながら、需要と供給というところも考慮して、次の計画、令和7年度から11年度までと、かなり先の方までの計画になりますので、先を見越しながら計画を策定していきたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。

そのような状況と反比例するように、地域の方からの相談件数というのが増えていて、みらいもたちも相談が増えて人手不足の状況だと伺っているので、保育園の定員割れの状況を、余力というわけではないですけど、活用するような施策があったら良いのかなと思っています。

○会長

今おっしゃられたように、私も提言として市の方に伝えたいなと思っています。他の自治体でも子育て会議に参加しているので、やはりニーズというか人口減の状況ですが、枠を狭めれば良いのかというとそうではなく、先程の話のように、もう少しサービスを展開するとか要件を緩めるとか、虐待予防の観点から言えば、積極的に利用させていくという考えで、縮小する話ではなくて、現状を見るとむしろ広げていかないといけないのではないかと思います。将来的な減少ということはあるにしても、いま現在からしばらくは、むしろ厚くしていかなければいけない、私自身はそういう考えですし、そういう意見というのは結構ある話なので、私たちの中でそういった提言があったということで、計画策定に向けて持って行ってもらいたいなと思います。

もう一つ法律の話をする、児童福祉法が改正されて、新しい市の中でのサービスというのを色々作っていきましょうという趣旨の改正があるので、子どもの居場所だとか、新たに相談できる場所だとか、保育園も含めて、府中市は元々やっていたらいいけれども、そこを充実させていくといった方向性の中で、元々やってきたものをさらに充実させていくための経済的支援や人的支援、そういったことが必要になってくるのかなと考えておりますので、計画を作る時には参考にさせていただけたらと思います

その他、皆さんいかがでしょうか。

○委員

12頁の小学生の放課後の居場所づくりに関して、施策の方向性として最後の3行くらいのところに、「文化センターの児童館では、引き続き地域における～」と書いてあるのですが、こちらは指導員の方がいたりとかそういうことはあるのでしょうか。今までは中学生の居場所づくりに文化センターを活用というのは聞いたことがあったのですが。利用されている小学生はいるのでしょうか。学童の方も延長で遅くになると親が迎えに行ったりとか、さらにそこからバスでトワイライトの施設に行くということを聞いているのですが。

○事務局

ご意見ありがとうございます。府中市の子ども家庭部の一番課題になっているところかなと思いますけれども、文化センターにある児童館の管轄が子ども家庭部ではないというところが、施策を展開する場面で中々進めていくことができない、皆課題として認識しているところでございます。他の自治体では文化センターのような、児童館のような施設が居場所として機能しているところがございますが、府中市としては文化センターを小学生、中学生の居場所、それから小さいお子様が遊び辛いというセンターもございますので、そこは課題と捉え、先程委員の皆様から

言われているところで、どこに場所として展開していくのが良いのかとか、会長がおっしゃられましたように法改正により居場所づくりというのを実施していかななくてはならない状況になっておりますので、こちらの文化センターの活用ですとか、他にどこか集まれる場所があるのかとか、計画の期間が長いのですけれども、子どもの成長に寄与するものなので2年をかけて策定しておりますので、皆さまと一緒にそういった視点を入れながら、計画に反映して作って参りたいと思っております。

○委員

同じような意見になりますが、ふちゅう子育て応援団では「児童館をぜひ作ってほしい」という意見が良く出てきます。他市では児童館のあるところが多いのに、府中市には文化センターはたくさんあっても、子どもに特化した児童館が無いので、よく署名活動をしましょうといった話もちが上がります。ぜひ頑張ってください、児童館を作っていただけたら良いなという皆さんの意見なので、お伝えしたいと思います。

もう一つは、11頁の障害児施策との連携のところ、今度新しく矢崎町にできる施設があるということなのですが、あゆの子はいつも利用者が一杯で、二週間に1回利用できれば良いとか、保育園の様な形で毎日通えれば良いけれど、一杯で入れないという話をよく聞きます。幼稚園や保育園でも少し受け入れをして、加配の先生がつくという話もききますが、そういったお子さんが専門の施設で良い教育を受けることができるようになると良いなと思っております。新しい施設ではその辺りはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○事務局

障害児施策との連携に関してですが、計画を作る時には子ども・子育て審議会の事務局として発達支援の主管課である障害者福祉課も入っておりまして、今おっしゃられたような課題は出ると思っておりますので、そういったところは含めて考えていきたいと思っております。

また、今伺っているお話ですと、おそらく現状よりも施設の受け入れ規模を増やす形で計画が進んでいると思いますが、それでも全てを新しい施設で賄い切るとするのは難しいと思いますので、例えば保育園や幼稚園、それから学校の方に心理士が訪問をして各施設をフォローするような取り組みがあるので、例えば保育園、幼稚園に関しては保育支援課においてやっている事業を障害部門や教育部門と連携して行うですとか、学校にはそれぞれ専門の心理士がいるのですけれども、教育委員会の方も新しい施設に一部入りますので、障害部門と連携をしてフォローすることができるかと思います。また学童クラブについて、こちらはまた別の部署が担当しておりますけれども、発達に課題のあるお子さんが学校の時間中は教育委員会の心理士に見てもらって、そのお子さんが放課後に学童クラブへ行かれた時には訪問支援、児童発達支援センターからのアウトリーチの形で支援していく予定であると聞いております。それ以外ですと、障害の施策の中で、お子さんに対する障害福祉サービスとしてお子さんを個別にみていくようなことも利用できるように仕組みにしたいと聞いておりますので、今いただいた問題意識も踏まえながら、今後具体的な施策の形については、しっかり練っていけるように担当課の方にも伝えていきたいと思っております。

○会長

私の方から2点ほどよろしいですか。

施設内虐待について、保育園など今たくさんニュースになっておりますが、そういうものに対する対応とか、根本的には保育者に対する処遇の問題も当然関係してくる、大きな話になってくるのでしょうけれども、無くすためのというか、大きいところと細部とありますけれど、次の計画に対策として何かしら入れる必要があるのかなと思っておりますが、無ければ無いで提案という話ですし、何かあるのであれば教えてください。

もう1点、重ねてしまいましたが、基本理念の「子どもの意見を尊重し」というところですが、基本目標とか主な施策になってくると、どこに落とし込んでいるのかというのが少し見えない、まあ当然だからということなのでしょうけれども。私がやっている、沖縄県の里親委託解除事業について最終報告を何日前に出してきて、検索していただければNHKのニュース等に出てくるので見ていただければと思いますけれども、里親の委託解除というのは、直接は児童相談所でするので、市としては直接の権限がある話ではないのですけれど、児童福祉に関わる者が何かしらの行政処分に関わる時や子どもに関わる時に、子どもの意見を聴いているのかという話です。皆子どもの意見を聴きましょうということで、法律も改正されて、基本理念は色々あるのですが、それを具体的にどこに落とし込むのかというのは現場の話になってくるので、府中市では心を砕いてケースワークをやって来ているのだというのが前提なのですけれども。抽象的な、例えば条例を作りましょう、アドボカシー制度を作りましょうというところは皆さんすごく話がいくのですけど、じゃあどうということが子どもの声を聴いたことになるのか、母親の支援とは実際どういうメニューを揃えて、どういう関わりをしたら支援になるのか、ということについての具体策についてどうするのかということを、次の計画を立てる時にぜひ議論をしていただきたいですし、頭のところに「子どもの意見を聴く」と掲げるだけではなくて、何かしら、施策の中に入れ込んで欲しいなと思います。抽象的な「子どもの意見を聴く」というのは皆が唱えるのですけれども、じゃあ現場でどのように、学校とか保育とか様々な場所で実際になされるというのはすごく大変な話だと思います。時間もかかるし、多様な子ども達がいる、多様な保護者がいて、それを実現するための議論がなされるように求めたいなと思います。この会議自体を閉めるということなので、代表してじゃないですけど、話させていただきました。

その他、皆さん、今回が最後ということなので、引き継いでいかなければならないもの、現場で感じられていて、これは伝えなければということがあると思いますので、ぜひお一人ずつお話をいただきたいなと思います。

○事務局

すみません。会長の先程のお話の中の1点目の施設内虐待について、答えられる範囲で先にお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。第2次計画の概要版の8頁にございます、施策4・質の高い幼児期の教育・保育の提供ということで、こちらの施策の方向性の中に先程お話のあった処遇改善ですとか、後段には保育施設が関係法令を遵守し適正な運営を行うために保育支援者巡回支援や指導検査を引き続き行うとしております。現時点で行っていることとしては、処

遇面ですと、府中市は通常の認可保育所の基準額、法定で決まっている金額プラスアルファで委託料を独自にお支払いしております。それから、昨年度であったと思いますが、処遇改善のところも国が新たな補助金を拡充しておりまして、それを受け昨年度の途中で補正予算を組んで増やしておりますので、令和3年度の途中から、本年度は少なくとも行っていると思います。それから、後段の保育支援者の巡回に関してですが、保育所の所長経験者が保育支援課におりまして、サポートするような立ち位置で各園を周って相談を聴いて、現場の悩みに寄り添っていくような体制を構築しております。また、もう一つの指導検査については、同じ子ども家庭部ですが別の部署、子育て応援課で担当しておりまして、こちらは正しく行われているかチェックするためにあえて違う部署が検査に行くという取り組みを行っております。

本年度は全国的にそういった事例が発生しておりますので、今後は今行っていることにプラスアルファで、特に指導検査ですとか、その辺りは次の計画に向けてしっかり対応していく必要があると認識しております。その対応についても、色々ご意見を頂いて反映をしていきたいと思っております。

それから、2点目の「子どもの意見を聴く」ことについても、ご意見ありがとうございます。誠にその通りだと思っております、現行の計画については、前段に概念としては掲げているのですけれども、個々の施策に例えばこういう項目を書き込むとか、全ての施策に書き込めるかどうかは分かりませんが、そういう意識をもって具体的な施策の中に考え方を落とし込んでいくというのはやはり必要なことだと思いますので、来年度以降の計画作りに生かしていきたいと考えております。

○会長

時間的に問題ないようなので、お一人ずつお話しいただいてもよろしいでしょうか。

○委員

社会福祉協議会でも地域の皆さんのお声を聴いたり、私達も活動計画を立てたりしております。その中で方向性や施策の中に、具体的にどう行動していくかということのを落とし込んだり、どなたが見ても分かりやすいように計画を立てるということをしております。お子さんにはこれからのこともあるので、分かりやすい計画を立てられると良いなと思います。地域の中で色々できること、住民の皆さんからは「地域で子どもを育てていくんだ」というお声をよく聞いたり、アンケート調査をすると、色々な保育ニーズ、夜の時間だけではなく、朝自分が仕事に行った後子どもが学校に行っているか心配というお声を聴くこともあるので、そういった多様なニーズに応えられるように、社協も含めてやっていけたら良いなと思っております。

○委員

私立保育園の園長会としては、今個別で対応しているお子さんが増えていることですか、お子さんだけではなくて保護者の方へ支援が必要なケース、家庭全体としての支援が必要なご家庭が増えている中で、多岐にわたった相談に対して保育園としてどのように対応するかというのは、そこにいる職員でしかやれないので、今の人員の配置基準の中でプラスアルファの支援をしてい

くというのは本当に難しい状況です。この人員の配置基準が少し下がれば、職員も色々な形で対応できるのかなと相談しておりまして、市長への要望書として配置基準の見直しというのを伝えていこうかと話し合っているところで、どうかご検討いただきたいと思っております。

○委員

助産師としては、子育てがスタートしたお母さんのところに全戸訪問を行っており、8割くらいは訪問に行く形で、それ以外はお電話をする形をとっていますが、お母さん達に会う機会が増えてきたかなと感じております。コロナ禍になって3年間、最初の1年は本当に大変だなという感じで、小学校に行けないお兄ちゃんお姉ちゃんがいて、保育園の預かりも控えている、親は手伝いに来られないという状況で、産後の体が一体どこで回復するのだろうかというような様子を見てきました。それでもさすが母になるというのは強いのだなと思いながら、頑張っているお母さん達を見てきて、2年目になるとお父さんが育休でいらっしゃるというご家庭が出てきて、今年は去年の10月からお父さんの育休制度が変わって、育休が取りやすくなったので、少しお母さん達が柔らかくなったように感じています。お父さん達も堂々と休めるということで、本当に協力的に、一步踏み出したように感じているところもあります。それぞれ家庭の差はありますけれど、コロナ禍が始まった年よりも、お父さんたちの協力が出てきたように感じています。先程たちの事業報告の中で、お父さんたちの参加が増えたというお話も納得して聞いておりました。助産師会としては、私達もパパとママが楽しく育児ができるような企画をしていきたいなと思っています。この会議に参加させていただいて、このように多方面からママたちを見つめているところから、本当に学ばせていただいて、悩んでいるお母さん達には色々なところで声を上げていいよと伝えていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

先程、トワイライトの事業が充足しているというお話で一安心したのですが、私も子どもが小さい頃はトワイライトを使いながら仕事をしていたこともありましたが、ただお友達の中では、トワイライトがあることで夜の勤務を拒否できない、勤め先からトワイライトがあるでしょという感じで言われてしまうと子どもを預けざるをえないという声も聞きました。サービスが潤沢にある事とか、トワイライトを使わざるを得ない勤務時間の方もいるので、もちろんこういったサービスは必要だと思いますが、長い期間で子どもの成長を考えたときに、本当はもっと早く帰宅できるような社会になってほしいなということをいつも思っております。

あとは、訪問看護で色々なご家庭に訪問するのですが、精神疾患の方が多いので余力のないお母さんがすごく多くて、私たちは週1回訪問に入っているので関係的にすごく近い人になってしまうのですが、やはり一民間事業者なので、学校関係、たち、保健センターや障害の関係とか、色々な関わりがあると思うのですが、行政の中でその家庭のキーになる担当者というのか、コーディネーターというのか、行政の中の担当者が途切れることなく、その家庭を見続けてくれて、連携をとってくれたら有難いなということを、日々仕事をしながら感じています。

○委員

ちょっと方向が違うのかなと思うのですけれども。人を相手にする仕事として、老人介護と子どもの育児があると思うのですけれども、私もたまたま都立大の100歳大学というものに何とか通過して、これから勉強したいなと思っているのですけれども、つまり色々な異世代が風通しのいい生き方をすべきだなと思っていまして、私は子どもの頃は運動をしなかったのですけれども、70歳を過ぎてから老人会の体操に参加して、とても良い環境で、先生方が皆さんとても良い感じです。それとは反対に、うちは孫の関係で保育園では少し嫌な思いをしたのですけれども、要するに処遇改善について、子育てを含め人と関わる人たちには、より良い収入等、改善をすれば余裕ができますし、職場自体にゆとりがあれば、お互いにチェック機能も働くと思います。上手くまとまらないですが、色々な良い話が沢山あるけれども、子育ては待ってくれないので、後手後手にならないように、それぞれの意見を先に活かせるように計画を立てていただけたらと思います。

○委員

私もこの会議に参加させていただきまして、社会福祉協議会の方と連携して行う見守り強化事業など、幅広く行う事業というのが大切だなと感じております。昨年の4月に警視庁から出向で来ておりまして、やはり少年係で勤めておりますと110番通報で虐待容疑として臨場することがあります。身体的虐待であれば、すぐに児童相談所に通告ですとか、危険度のある程度判断してやっているところなのですけれども、やはり通報があるというのは夫婦喧嘩が多く、夫婦の言い合いから暴力に発展して通報が入り、行ってみると小さな子どもがまだ起きている状況で、そのような場合ですと、心理的虐待と捉えて情報提供なり通告をしている状況があります。それはまだ良いのですが、身体的なもので、表に出づらい部分、家庭の中で起こるものというのが本当に把握しづらくて、私達警察の方も、通報を端緒に知ることであっても、鳴き声通報というのはあるのですけれども。少し大きくなった幼児くらいの子供の異変というのは、行政だけではなく地域の方の協力ですとか、周りの大人の目が無いと中々探知しづらい部分だと思いますので、そういったところを広く推進できればと考えております。

○委員

私も保育所に勤めておりますので、先程のお話にありました、人と関わる仕事の最前線におります。昨今、ニュースに出ているような心を痛める虐待の話題が多くて残念に思っておりますが、現場の者としては、本当に全力で子供を受け入れて保育をしておりますし、先程先生からもお話があったような、多様な保育ニーズですとか環境ですとかというのは言うまでもないのですけれども、でもやはりお子さんと保護者の方を真ん中に置いて、やるべきことは何なのか、大事にすべきことは何なのかということは、いつも皆で問いながらやっている次第です。ここに書いてある通り、研修であったりとか日々できることはもちろん行っていますし、チェックリストの活用ですとか、そういったことも行っていますけれども、やはり先程もお話にあった、環境づくりというのがとても大事だなと思っています。私は、今は地域の子育て支援センターにおりまして、そこは保育所に併設されているので、保育所の子どもの姿も見ながら地域の子どもを受け入れておりますが、保育所の子も地域の子も府中市の子どもが皆元気に健全に過ごすことができれば良い

なと思っております。こういう機会があつて、皆で未来の子供のために討論していける場というのは大事ですし、一人でも多くの子を救っていければと感じました。

○委員

私の課では来年度から2年間をかけて審議会を通じて子ども・子育て支援計画の方を策定させていただきます。本年度からこの会議に参加させていただいたのですけれども、皆さん子どものことに熱い思いを抱いていて、この会議のその思いを審議会や次の計画にしっかりと持って行こうと身の引き締まる思いでおります。次の計画は、少子化、実際府中市でもこの5年間の数字を見ても下がってきておりますので、少子化対策と言うのは避けられないところかなと思っております。あと、子どもの貧困問題というの大きなトピックスになるのではと思っております。それから、先程お話のあった「子どもの意見を聴く」というところも、国の方も重要視しております。4月から発足する子ども家庭庁の方でも「子供を真ん中に」と掲げて、去年くらいからツイッターやインスタグラム等色々な方法で、小中学生や10代の若者世代に対して、子ども施策に対してどのような不満を持っているのか、どのようにしたら意見が言いやすいか、そういったところを躍起になって調査を行っています。丁度全国同じタイミングで子供の計画を立てる時期になるので、国から下りてくる意見の他、府中市でもアンケートやインタビュー等色々な形で子どもの意見を聴き取って、次の計画に活かしていけたら良いなと考えております。

○委員

子育て応援団の中ではいつも皆さんから色々な意見が出ております。この前もみらいのキッズスペースでひろばのボランティア活動を行って、少しのスペースで短い時間ですが多くの方が、お買い物ついでの方も遊びに来てくださって、そうすると集まった方たちが輪になって、離乳食の作り方とか、寝かしつけの話とか、お子さんの成長のこととか、遊びに来た方同士でお話をされるのを、私達ボランティアは遠くから聞いたり、時には話に入ったりもしているのですけれども、そのような場が少しあると、会議で意見を聴きますよという形よりは、遊びに来られた方から自然と意見が集まるので、そういった場が増えると良いと思います。また、プラッツのキッズスペースでボランティア活動をすることもあります。利用の方は子どもと一緒に集まれる場所や遊ぶ場所等についての情報を知らない方が多いので、情報の発信方法にも工夫が必要だと思います。

○委員

この運営会議には毎年参加させていただいているのですけれども、先程もお話が出ましたけれども、この計画を立てた当時と今の状況では、子どもの数が少ないので本当にびっくりしています。私立幼稚園も毎年11月に新年度の園児を募集するのですけれども、来年度の園児数は激減というような状況で、5年前には想像もできないくらい、至る所の幼稚園で定員を大幅に割ってしまっていて、存亡の危機というくらいの状況です。府中市は子どものため、子育てのための施策がとても多くあつて、素晴らしいこともやっていると思います。まず第一に地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備ということがありますけれども、府中にいる人達に対するアピ

ールも大事なのですけれども、まず「府中で子どもを産みたいな、子育てしたいな」と思った人たちに色々な所から府中に来てもらって、そして「府中だと安心して子どもが産める、子育てできる」ということを中に入ってもらって知ってもらう、でも中に入らないと分からないようでは仕方が無いと思いますので、本当に子どもが少ない状況なので、府中の内部だけではなくて、もっと広くアピールしてほしいと言いますか、ホームページだけではなく、他の方法でも府中の魅力や子育ての環境等を広く情報発信していったほしいと思います。それから1－1の資料の中で子育てひろばや交流会の事業ですとか、良いことを沢山行っているのですけれども、たぶん対象者は税金を納めている市民の方だと思うのですが、それこそ府中市以外の方でもこういったことに参加できるような、難しいかもしれないのですけれども、市民以外の方にも府中市はこんなに良いことをやっているということを伝えて、「府中に来ようかな」と思ってもらえるような、そのようなことを進めていってもらえると良いなと思います。

それから交流会、講座、講演等の開催が1日というのは予算の関係等があるかも知れないですが、非常に少ないと思います。パパと遊ぼうの講座などは幼稚園でも行っておりますが、お父さんは子どもと遊ぶことができなくて傍観しているだけということが多く、そういうお父さんは沢山いると思います。子どもとの関わり方が分からず、子どもが騒ぐとうるさいからといって虐待に繋がることもあると思いますが、お父さんが子どもとの遊び方を学んでコミュニケーションを沢山取るようになれば、子育てが楽しくなって虐待も減るのではないかなと思います。年1回では少ないと思うので、例えば季節に合わせて年4回実施するようにすれば、子どもの月齢に合わせて参加できるのではと思います。

広く機会を作ってあげることと、広くアピールをして、できるだけ多くの人に府中の良いところを知ってもらって、「府中で子どもを産みたい」と思ってもらえるような環境作りとPRを進めていってもらえると良いなと切に願っております。

○委員

保健所の立場からになりますけれども、今回は子どもの支援者の方が集まっていらっしゃるということですが、子どもと言われる時期の方達に対する施策は色々あるのですが、それを卒業した成人移行の段階を迎えると、途端にサービスが無くなってしまうので、よく「18歳を迎えるのでこれ以上私たちは関われません」と言われて、子ども家庭支援センターや児童相談所の支援が終了する場合がありますが、虐待を受けたお子さんはそのまま社会へ出ていくのが難しかったです。また、発達上の課題を抱えていらっしゃる方ですと、大学までは何とか行けても、その後の就職で躓いて引きこもり等になったりすることがあります。このようなことを考えると、子ども時代にその人に色々な方が関わっているので、アセスメントを色々な形でしてくださっていると思うのですが、それが繋がっていきにくい状況だと思います。個人情報等の壁もあつたりするので、その難しさもある中で、このお子さんだったら府中でこういう感じの場所があると引きこもりにならずにいられるとか、必ずしも就職ではない、また障害福祉サービスでもない居場所があると、その人らしく生きていかれるのになと思うところがあります。これだけ充実した子ども期の間に、その先を見越して居場所を作る、もしくは切れ目のないと言いますか、連携が図れるような支援のデザインが描けるといいかなと思います。令和6年度から精神保健福祉法の改正

等で、今までは精神障害者の方向けのサービスがあったのですが、精神保健上の課題を抱える人へのサービスを考えましょうということが盛り込まれてきているので、計画の中にこのような視点を加えるというのは難しいかもしれないですけど、どういう街を作っていくのかというところの一部には入ってくるべきところかなと思いますので、そういう観点でもご検討いただけると有難いかなと思います。

○委員

民生委員として、よくたち、みらいや学校からDVや虐待の関係でお電話をいただいて、見守りや情報提供をするのですが、今はマンション住まいがとて多くて部屋の確定もできないくらいなのですが、そこがすごく難しいなと思っていますところ。昨年度は随分色々な所から虐待の連絡があったのですが、考えてみたら本年度はほとんど無くなっています。コロナ禍も収まってきたというところで、やはり皆さんそういったストレス等が無くなってきたのかなと思っています。私は昨日みらいの隣のユニクロに行ったのですが、みらいのキッズスペースのところが、午後だったのですが、人が一杯いらっちゃって、本当にあのような場所があると、とても良いなと思いました。それから、子育てには切れ目のない支援が必要なので、地域の方のネットワーク等が大切だなと思いました。これからも頑張っていいただければと思います。

○会長

皆さん、どうも有難うございました。非常に多様で重要なお話をされたのかなと思います。それでは議題3があるようなので、先をお願いします。

○事務局

はい、参考資料としてお配りしている生理用ナプキンの無償配布に関するちらしをご覧ください。こちらは、本日は都合により欠席されておりますが、フチュールの大神田委員から皆様にお知らせしたいということでお配りしております。ご覧のとおり、当センターおよびフチュールにて配布をしておりますので、必要時ご案内いただければと思います。

もう1点、事務局より、皆さまへの出席依頼の終了についてご連絡いたします。皆様の委員任期は、当初令和6年4月末日までとしてご依頼しておりましたが、本年度をもちまして本会議は廃止となり、来年度会議の開催はございません。委員の皆様におかれましては、お忙しい中会議へご出席くださり、様々ご意見をくださりまして、誠にありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○会長

ありがとうございます。今回はメンバーの皆さんから一言ずつお話しいただいて、会議を閉じてしまうのは勿体ないような気がしておりますが、これだけ多様な意見、現場からの声があるので、ぜひ私たちが出したものを繋げていただきたいなと思います。

最後に私の方からは、国が法律改正をして色々動いていますけれど、国を待っていてもどうし

ようもないと言いますか、先程、国の方で子どもの意見を聴いているというお話があったのですが、私からすると、厳しい言い方をすると、パフォーマンスにしか見えないと言いますか、現場で聴いているのはここにいらっしゃるメンバーの方々ですし、むしろ子どもの出せている声というのは良いのですが、出せていない声をいかに拾うのかというのが大変な事ですし、大事な事なのかなと思います。子どもが自分で手を挙げて国の委員になって自分の意見をはっきり言えることは大事なことですけれど、ほとんどはそうじゃない、そういう声をどうやって拾うのか、国はあのような形で声を聴いていると言いますが、国が集めた声よりも私たちが現場で集めた声の方が圧倒的にある訳ですし、声なき声をいかに施策に繋げていくのかということが大事だと思っております。ですので、今日委員の方々がおっしゃられた、府中のことは府中で決める、国の決めた抽象的なものを出すよりは、自分たちがこのような制度設計をして住民たちと作っていくという姿勢がすごく大事なのかなと思っています。

短い間でしたけれど、こういう形で皆さんと意見交換の場で一緒させていただいたこと、非常に感謝をしております。府中に関わった以上、また今後も何か機会がありましたら、何かしら意見を交換し合うようなことがあれば良いなと思います。

それでは、これで会議を閉めさせていただきたいと思います。皆さん、長い時間議論いただきまして有難うございました。